年 月 日

大阪府議会議長

ぜん息患者など大気汚染健康被害者に対し 大阪府全域、全年齢を対象にした 救済制度の創設を求める請願

く請願趣旨>

1988年に公害指定地域が解除されて以後、公害患者は新たに認定されなくなりました。指定地域解除前に認定を受けなかった患者や指定地域解除後に発症した患者は未認定の状態になり、多くの場合、医療費は全て本人負担となっています。そして、毎月の医療費が重くのしかかり、生活を大きく圧迫しています。働く環境も大変厳しく、「せめて医療費だけでも無料にしてほしい」というのが切実な願いとなっています。

私たちは、こうした未認定の大気汚染健康被害者を救済するために、そして、何よりもぜん息のないきれいな空気、大気環境を実現するために、大阪府に対し以下の制度の実現と施策の実施を強く求めます。

く請願事項>

- 1. 大阪府全域、全年齢を対象にした、ぜん息など大気汚染による健康被害者を救済する医療費助成制度を早期につくってください。
- 2. ぜん息のないきれいな大気を実現するために、二酸化窒素 (NO_2) の環境保全目標は 0.04ppmに改定し、微小粒子状物質(PM2.5)の観測体制を早急に確立してください。

氏	名	住 所	

ぜん息被害者の救済を求める会 ・ あおぞらプロジェクト大阪

〒540-0026 大阪市中央区内本町 2-1-19 内本町松屋ビル 10 370 号 大阪から公害をなくす会気付電話 (06) 6949-8120 FAX (06) 6949-8121 メール zensoku-shienkaigi@spice.ocn.ne.jp

衆議院議長 参議院議長

大気汚染公害被害者に対する

新たな救済制度を求める請願

<請願趣旨>

ぜん息の発作が起こると息ができなくなり、エビのように体を丸め、発作が治まるのをじっと我慢するしかありません。発作で職場を休んで解雇されたり、治療費などで、大気汚染被害者は経済的、精神的に大きな負担を抱えています。

大気汚染の原因は、工場排煙に加え自動車排気ガスへと広がり、それに伴い被害地域も広がっています。1988年、財界と政府は「医療費」と「生活費」を補償する公害健康被害補償法(公健法)を改悪し、新たな大気汚染被害者の救済を打ち切りました。しかし、文部科学省が毎年発表する学校保健統計を見ると子どものぜん息患者は、この10年間で2倍以上に増えています。

公健法改悪後、自治体が独自に実施している成人の医療費救済制度の適用者は、川崎市で4千人、東京都では5万人を超え現在も増え続けています。

全国5地域での大気汚染公害裁判で、道路管理者である国・自治体や、自動車メーカーの責任が明らかになっています。私たちは、大気汚染被害者に対する医療費や生活補償などの救済制度の創設と、大気汚染公害を根絶するための施策の充実を強く求めます。

<請願項目>

- 1、大気汚染被害者に対する、医療費救済制度を創設すること。
- 2、道路沿道など汚染の激しい地域は現行「公健法」並みの補償制度を創設すること。

氏 名	住 所

全国公害患者の会連合会、公害・地球環境問題懇談会(略称 公害・地球懇)

〒 160-0022 東京都新宿区新宿 2-1-3 サニーシティ新宿御苑 10 階電 話 03-3352-9475 FAX 03-3352-9476